# 文化審議会第2期文化施設部会

## 博物館ワーキンググループ運営規則(案)

(令和7年5月 日文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ決定)

文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ運営規則を次のように定める。

## (総則)

第一条 文化審議会第2期文化施設部会博物館ワーキンググループ (以下「ワーキンググループ」という。) の議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

## (会議の招集)

- 第二条 ワーキンググループの会議は、必要に応じ、座長が招集する。
- 2 ワーキンググループの会議は、ワーキンググループに属する委員、臨時委員、専門委員 及び有識者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

#### (座長)

- 第三条 ワーキンググループに座長を置き、ワーキンググループに属する委員、臨時委員、 専門委員及び有識者の互選により選任する。
- 2 座長は、ワーキンググループの事務を掌理する。
- 3 座長に事故があるときは、ワーキンググループに属する委員のうちから、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議の公開)

- 第四条 ワーキンググループの議事は公開して行う。ただし、特別の事情によりワーキング グループが必要と認めるときは、この限りでない。
- 2 ワーキンググループの会議の公開の手続きその他ワーキンググループの会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

## (雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、ワーキンググループの議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長がワーキンググループに諮って定める。

## 附則

この規則は、博物館ワーキンググループの決定の日(令和7年5月 日)から施行する。